

## さいたま市水道局告示第97号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から、給水装置工事の事業の廃止について届出があったので、さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第40号）第11条第3号の規定により告示する。

令和7年6月27日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

1 廃止年月日

令和7年6月2日

2 廃止する事業者

- 次の表のとおり

指定番号	名称	住所	代表者氏名
第842号	株式会社アクトプランニング	埼玉県富士見市鶴瀬東一丁目10番34号	高野 美明

3 廃止の理由

廃業の為